

地方独立行政法人岩手県工業技術センター研究開発型人材育成支援事業実施規則

制定 平成23年4月1日
最終改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「法人」という。）が、法人以外の者（以下「派遣者」という。）に所属する研究員を受け入れて研究開発及び人材育成を支援（以下「開発育成支援」という。）することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者で、県内に工場又は事業所を有する者又は理事長が特に認める者をいう。

2 この規則において「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権及び外国における前記各権利に相当する権利
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利及び外国における前記各権利に相当する権利
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムの著作物又は同項第10号の3に規定するデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条までの著作権及び外国における前記各権利に相当する権利
- (4) 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権及び外国における前記権利に相当する権利
- (5) 半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国における前記権利に相当する権利
- (6) 種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における前記権利に相当する権利
- (7) 種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における前記権利に相当する権利
- (8) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものを使用する権利

(開発育成支援の内容)

第3条 この規則において「開発育成支援」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 開発育成支援の内容は、新商品開発、技術的課題の解決並びに製造工程の改善等及びそれらに関わる人材育成であること。
- (2) 開発育成支援の対象は、実施期間がおおむね1か月以上1年以内と想定される研究開発及び人材育成であること。
- (3) 開発育成支援を行う場所は、原則として法人の施設であること。

(開発育成支援の実施基準)

第4条 法人は、開発育成支援を行おうとするときは、次の各号に掲げる基準を満たしていることを確認し、これを実施する。

- (1) 派遣者は、第2条第1項に規定する中小企業者等であること。
- (2) 派遣者に所属する特定の者が、法人に随時駐在して、開発育成支援に従事すること。
- (3) 同一の派遣者が実施できる開発育成支援テーマ数は、当該年度内に新規2テーマまでとし、かつ、同時に実施できるテーマ数も2テーマまでであること。
- (4) 前号の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合は、2テーマを超えて実施することができる。
- (5) 支援内容等が国内法令等に抵触するおそれがないこと。

(申込み)

第5条 開発育成支援を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、研究開発型人材育成支援申込書（様式第1号）を理事長に提出する。

(受入れ決定と通知)

第6条 理事長は、申込みのあった開発育成支援内容について、実施が適当と認めるときは、研究開発型人材育成支援可否通知書（様式第2号）により、申込者に通知する。

(手数料)

第7条 手数料は、開発育成支援期間中、派遣者1開発育成支援テーマ当たり1月10,000円とする。

- 2 派遣者は、開発育成支援を実施した月の翌月に法人が発行する請求書により手数料を支払わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず派遣者は、開発育成支援を予定している期間の手数料を一括前払いすることができる。
- 4 前項の手数料については、既に支払われた後は、理由のいかんを問わず派遣者に返還しない。

(短縮又は延長)

第8条 法人は、派遣者に対して必要に応じて当該開発育成支援期間の短縮又は延長を推奨する。

- 2 前項において、派遣者が開発育成支援期間の延長を希望するときは、開発育成支援期間終了の7日前までに、研究開発型人材育成支援実施期間延長願（様式第3号）を理事長に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、延長後の期間は開発育成支援開始日から1年を超えないこととする。

(中止)

第9条 法人及び派遣者は、天災その他やむを得ない理由により開発育成支援を継続することが困難になった場合、協議の上、当該開発育成支援の一部又は全部を中止することができる。

- 2 前項において、法人及び派遣者は双方が受けた損害については、相互にその責めを負わない。

(成果の報告)

第10条 派遣者は、当該開発育成支援を終了又は中止したときは、研究開発型人材育成支援報告書（様式第4号）を法人に提出する。

(知的財産権の取扱い)

第11条 開発育成支援において発生した発明等に係る知的財産権についての取扱いは、地方独立行政法人岩手県工業技術センター共同研究規則の例による。

(秘密の保持)

第12条 法人及び派遣者は、当該開発育成支援により知り得た相手方の秘密（以下「秘密情報」という。）を相手方の事前承諾なしに、第三者に漏洩してはならない。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 既に公知の情報であるもの
 - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
 - (3) 法人が相手方から情報を入手した時点で既に保有していた情報であるもの
 - (4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの
 - (5) 他の規則等に別段の定めがあるもの
- 2 法人及び委託者は、前項に記載した秘密情報の保持に関して、相手方の求めに応じて、別途秘密保持契約を締結することができる。

(成果の公表)

第13条 法人は、開発育成支援の実施期間中に研究内容を第三者に知らせようとするときは、あらかじめ派遣者の同意を得なければならない。

- 2 法人は、開発育成支援の成果を原則として公表する。ただし、派遣者の同意が得られない場合

は、その全部又は一部を公表しないことができる。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、開発育成支援の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。